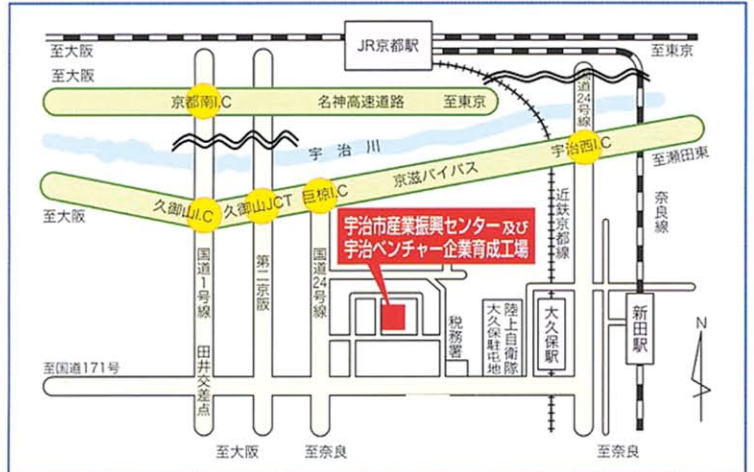


# 宇治市

## 宇治ベンチャー企業育成工場

京都発ものづくりベンチャー企業の未来を応援します



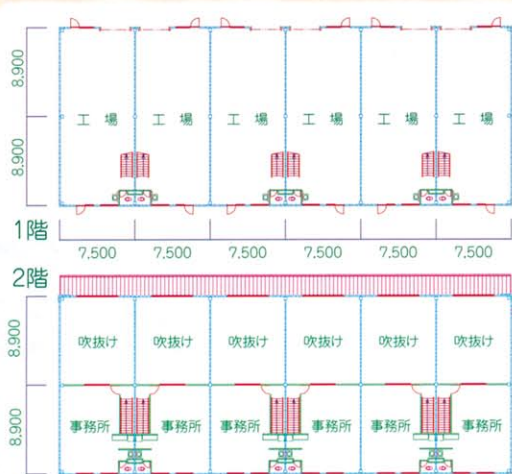
### 【施設概要】

- 所在地/宇治市大久保町西ノ端1-25
- 構造/鉄骨造り2階建て 8区画
- 規模/
  - ・一般棟 延床面積 199.51㎡  
(6区画) 1階工場 132.76㎡  
2階事務所 66.75㎡
  - ・バイオ棟 延床面積 156.34㎡  
(2区画) 1階工場 100.51㎡  
2階事務所 55.83㎡
  - ・駐車場 各区画3台駐車可能スペース有り
- 使用料/1区画 1ヶ月 200,000円
- 使用期間/原則 7年以内

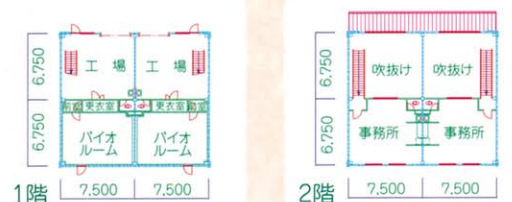
### 【設備概要】

- 床仕上/1階 コンクリート仕上げ  
2階 OAフロア
- 床荷重/1階 810kg/㎡  
2階 300kg/㎡
- 天井高/一般棟 1階 約3.75m/約7.5m  
2階 約2.6m (一部吹抜)  
バイオ棟 1階 約2.5m/約7.5m  
2階 約2.6m (一部吹抜)
- シャッター寸法/2.9m×高さ3.6m
- バイオルーム/バイオハザード仕様 (P2対応)
- 付帯設備/便所・洗面 (各階1か所)、ミニキッチン、上水道、下水道、都市ガス、テレビ端子、インターホン、電話空配管、自動火災報知設備、空調設備 (2階部分及びバイオルームのみ空冷ヒートポンプ)
- その他/①ホイストクレーン設置可能 (受梁総荷重2.8tまで)  
②電灯・動力を合わせて50KVA以上となる場合の高圧受電設備、設置済の電灯・コンセント以外の二次側配管配線工事等必要な設備機器は、使用者で設置していただくこととなります。

#### ◆一般棟



#### ◆バイオ棟



### 【使用資格】

- (1) 次のいずれにも該当し、市長が認めるものとします。
- ① 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者で、工場等を設置しようとするもの。
  - ② 新たに事業を開始した者であって、当該事業を開始した日以後5年を経過していないものであること。  
※法人等設立後5年を超えた企業であっても、経営を革新し、新規の当該事業を開始した日以後5年を経過していないものも対象。
  - ③ 工場使用終了後、引き続いて宇治市内で事業活動の計画があること。
- (2) 対象とする事業活動
- 独自性の高い先端的な技術力、開発力、製造能力を有した企業で、製品の試作・製造を伴うこと。